

さいたま市自動体外式除細動器（AED）等賃貸借（2025年度導入分）仕様書

1 件名

さいたま市自動体外式除細動器（AED）等賃貸借（2025年度導入分）

2 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60ヶ月）

3 借入場所

別紙のとおり

4 賃貸借内容

番号	品目	数量
1	AED 本体一式	109 式
	(内訳)	
	(1) AED 本体	1 台
	(2) 電池（バッテリー）	1 式
	(3) 電極パッド（未就学児・小学生～大人用共用）	2 枚
	(4) キャリングケース（番号1及び2が収納できるもの）	1 個
2	応急処置セット	109 式
	(内訳)	
	(1) 救急用はさみ	1 本
	(2) 使い捨て不織布またはタオル	1 枚
	(3) 除毛用品	1 個
	(4) 感染防止用手袋（ニトリル）	1 双
	(5) フェイスシールド付マウスピース	1 個
3	自立式収納ボックス（屋内設置用）	59 台
4	屋外型自立式収納ボックス一式	40 式
	(内訳)	
	(1) 屋外型自立式収納ボックス（電源レスタイプ）	1 台

	(2) 土台固定用のコンクリート板	2 枚	
	(3) 固定に係る物品	1 式	

5 規格

- (1) AED 及び電極パッドは、医療用具として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）」の承認を得られているものであること。
- (2) AED 及び電極パッドの使用方法、手順等は、JRC 蘇生ガイドラインに基づくものであること。
- (3) AED 及び電池（バッテリー）並びに電極パッドは、外気温が摂氏 0℃から 50℃の環境において正常な動作が保証されているものであること。
- (4) AED の電気出力は、二相性波形であること。
- (5) AED 及び屋外型自立式収納ボックス（電源レスタイプ）の防塵・防水の外装保護は、IP55 以上であること。
- (6) AED は、未就学児及び小学生から大人まで対応するものであること。なお、使用時に自動又はスイッチあるいは部品等を差し込むことなどで被対象者ごとに設定が切替わる機能を有しているものであること。
- (7) AED は、AED 及び電池（バッテリー）並びに電極パッドなどのセルフテスト機能を有し、及びステータスインジケータ等で AED の使用の可否を表示し、目視にて容易に状態等の確認ができること。
- (8) AED は、音声による操作手順、及び心肺蘇生法等の案内機能を有するものであること。なお、音声は日本語とする。
- (9) AED は、難聴者及び中途失聴者の使用に配慮した機能（AED 使用中の進行状況をイラストと文字等で説明する表示など）を有しているものであること。
- (10) AED は、心電図波形等の情報を AED に記録し、及び外部媒体等に出力する機能を有するものであること。なお、情報は日本語対応であること。
- (11) 電池（バッテリー）は、待機寿命が複数年以上あり、充電式でないこと。
- (12) 電極パッドは、未就学児及び小学生から大人まで対応（共用）するものであること。
- (13) 電極パッド 2 枚のうち、1 枚は AED に接続した状態で収納・保管できるものであること。もう 1 枚は予備のパッドとして、キャリングケースに収納・保管しておくこと。
- (14) キャリングケースは、持ち運びが容易であり、AED を収納していることが明白であるものとする。
- (15) 自立式収納ボックス（屋内設置用）及び屋外型自立式収納ボックス（電源レスタイプ）（以下、「収納ボックス」という。）は、AED の点検が行いやすいように、前面の扉に窓を設けていること。

- (16) 収納ボックスは、扉付きで、AED をキャリングケースごと収納することができ、扉解放時には警報アラーム等による鳴動などの機能を有するものとする。
- (17) 収納ボックスは、遠方より目視で AED を設置していることが確認できる表示を必ずつけること。また、製造会社名等以外は表示させないこと。
- (18) 屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)は、ボックス内の温度を摂氏 0℃以上 50℃以下に保つ機能を有すること。なお、特殊な気候の変動は考慮しないものとする。
- (19) 収納ボックスは、AED を収納した状態で、容易に転倒することのない構造であること。さらに、屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)は、土台固定用のコンクリート板にアンカーで固定すること。なお、収納ボックスの床や壁面への固定は不要とする。
- (20) 3 賃貸借内容における物品（電池(バッテリー)及び電極パッドを除く）は、その保証期間が借入期間の始期日から 5 年以上のものであること。

6 運用に関する事項

- (1) 受注者は、AED 本体、電池（バッテリー）、電極パッド、応急処置セットを収納したキャリングケース（以下「AED 等」という。）、自立式収納ボックス（屋内設置用）及び屋外型自立式収納ボックス（電源レスタイプ）を契約締結後から借入期間の始期日までの期間に、地域医療課が指定する施設（以下「設置施設」という。）に納品し、設置施設の職員（以下、「施設職員」）が指示する場所に設置する。
- (2) 受注者は、(1)で定める設置の際に、施設職員に対して現地で、AED の使用方法について説明すること。また、「使用方法等説明完了書」を作成し、本書に施設職員から署名をもらうこと。説明完了書は 3 部作成し、受注者、施設職員、地域医療課がそれぞれ保管すること。なお、「使用方法等説明完了書」の様式は任意とするが、次の項目をすべて記載すること。
 - ①設置日
 - ②説明日
 - ③施設名
 - ④借入期間
 - ⑤AED 設置台数（屋内用、屋外用それぞれの内訳含む）
 - ⑥説明者の所属及び氏名
 - ⑦被説明者の所属及び氏名
- (3) 受注者は、AED 等、自立式収納ボックス（屋内設置用）及び屋外型自立式収納ボックス（電源レスタイプ）の納品及び設置に係る費用をすべて負担する。
- (4) 受注者は、AED 等を常に使用可能な状態に保つこととし、電池（バッテリー）及び電極パッドを、使用期限の 3 か月前から使用期限前日までの間に、受注者の負担で交換する。また、自立式収納ボックス（屋内設置用）及び屋外型自立式収納ボックス（電

源レスタイプ)の電池を、パッド交換の際及び地域医療課の要請がある際に受注者の負担で交換する。交換の際は、受注者が各設置施設に直接訪問して交換する。

- (5) 受注者は、AED等の使用後の電極パッド及び応急処置セット、また、電池(バッテリー)を、状況に応じて速やかに、受注者の負担で交換又は補充する。交換又は補充の際は、受注者が各設置施設を直接訪問してこれを行う。
- (6) 受注者は、AED等に機能を損なう欠陥、故障等の不具合が生じた場合は、直ちに受注者の負担で交換又は補充を行う。交換又は補充の際は、受注者が各設置施設を直接訪問してこれを行う。
- (7) 受注者は、AED等、自立式収納ボックス(屋内設置用)及び屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)の納品時又は交換、補充等によって不要となったAED等、自立式収納ボックス(屋内設置用)、屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)及び梱包箱等の物品について、関係法令を遵守し、受注者の負担で回収し、処分しなければならない。
- (8) 受注者は、借入期間の満了後にAED等、自立式収納ボックス(屋内設置用)、屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)、屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)土台固定用のコンクリート板、及び、屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)の固定に係る物品を、受注者の負担で速やかに撤去しなければならない。
- (9) 受注者は、AED等が24時間365日いつでも誰でも使用するために必要な措置や保全管理の方法等を地域医療課と協議し、運用しなければならない。
- (10) 受注者は、AEDにAEDの契約期間、及び電池(バッテリー)及び電極パッドの使用期限を明記又は標識を添付すること。
- (11) 受注者は、設置したAED毎の電池(バッテリー)及び電極パッドの使用期限についてリストを作成し、地域医療課に提出すること。また、電池(バッテリー)又は電極パッドの交換又は補充により使用期限が変更となった場合には、都度リストを修正し、遅滞なく地域医療課に提出すること。リストの形式は電子データ(エクセルへの互換性があるもの)とする。
- (12) 受注者は地域医療課に、心電図波形情報の管理等に必要な記録媒体、記録媒体リーダー、管理ソフト、PC接続ケーブル等の物品を1式提供すること。

7 その他

- (1) 受注者は、受注者の負担でAED等、自立式収納ボックス(屋内設置用)及び屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)の保全及び盗難等を庇護範囲とする損害保険に加入すること。
- (2) 地域医療課は、地域医療課又は施設職員の故意又は重大な過失によりAED等、自立式収納ボックス(屋内設置用)及び屋外型自立式収納ボックス(電源レスタイプ)に損傷を与えたときは、(1)で定める保険契約に基づき対応する。なお、受注者が保険金

を受け取った保険金額を限度として、地域医療課は要する費用の負担を免れる。

- (3) 受注者は、AED 等、自立式収納ボックス（屋内設置用）及び屋外型自立式収納ボックス（電源レスタイプ）の保守業務及び管理等について、あらかじめ、地域医療課の承諾を得て第三者に委任することができる。
- (4) 地域医療課は、毎月、前月分の賃貸借料を受注者に支払う。
- (5) 本仕様書に明記されていないことに関して疑義が生じた場合は、地域医療課と受注者で協議して定める。

8 特約事項

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約を行うため、次の特約事項を契約書等に設けることとする。

- (1) さいたま市は、本契約を締結した会計年度の翌年度以降において、賃借人の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除するものとする。
- (2) さいたま市は、前項の規定による変更または解除については、事前に、受注者に通知しなければならない。
- (3) さいたま市は、第 1 項の規定により契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、さいたま市にその損害の賠償を請求することが出来る。

施設名等	区	所在地	設置場所	貸借内容番号			
				1 AED	2 応急処置セット	3 屋内ボックス	4 屋外ボックス
西区役所	西区	西大宮3-4-2	総務課執務室内	○	○		
大宮ワークプラザ	西区	西遊馬1969-8	事務室	○	○	○	
馬宮コミュニティセンター	西区	西遊馬533-1	正面入口(24時間)	○	○		○
宝来グラウンド・ゴルフ場	西区	宝来125-1	南コース南東側	○	○		○
指扇駅南自転車駐車場	西区	宝来1649-4	事務室	○	○	○	
西部清掃事務所	西区	宝来5 2-1	1階トイレ	○	○	○	
子育て支援センターにし	西区	三橋6-382-1 2階	事務室	○	○	○	
西部文化センター	西区	三橋6-642-4	正面入口(24時間)	○	○		○
土呂駅西口自転車駐車場	北区	土呂町1-6-5	事務室	○	○	○	
大宮盆栽美術館	北区	土呂町2-24-3	正面入口(24時間)	○	○		○
日進公園コミュニティセンター	北区	日進町1-312-2	正面入口(24時間)	○	○		○
日進駅南口自転車駐車場	北区	日進町2-1125-22	1 階事務室	○	○	○	
アーカイブズセンター	北区	日進町2-1864-10	事務所内	○	○	○	
日進・指扇周辺まちづくり事務所	北区	日進町2-1864-10	事務所内	○	○	○	
宮原駅西口自転車駐車場	北区	日進町3-729	1 階事務室	○	○	○	
市民の森・見沼グリーンセンター	北区	見沼2-94	りすの家	○	○	○	
北区役所	北区	宮原町1-852-1	総務課執務室内	○	○		
宮原駅東口自転車駐車場	北区	宮原町3-824-2	1 階事務室	○	○	○	
吉野原自転車保管所	北区	吉野町1-404-13	事務室	○	○	○	
宮原コミュニティセンター	北区	吉野町2-195-1	正面入口(24時間)	○	○		○
大宮区役所	大宮区	吉敷町1-124-1	総務課執務室内	○	○		
さいたま新都心駅東口自転車等駐車場	大宮区	吉敷町4-269-1	1 階事務室	○	○	○	
さいたま新都心バスターミナル	大宮区	北袋町1-603-1	待合室	○	○	○	
シーノ大宮自転車駐車場	大宮区	桜木町1-10-19	地下1 階事務室	○	○	○	
大宮駅西口自転車駐車場	大宮区	桜木町1-185	事務室	○	○	○	
大宮駅西口桜木町自転車駐車場	大宮区	桜木町1-7-1	地下1 階事務室	○	○	○	
大和田公園(市営大宮球場)	大宮区	寿能町2-519	1 塁側トイレ	○	○		○
大和田公園(市営大宮球場)	大宮区	寿能町2-519	3 塁側トイレ	○	○		○
大宮駅東口大門町自転車駐車場	大宮区	大門町3-2	1 階事務室	○	○	○	
大宮第二放課後児童クラブ(大宮小おおぎりっつうみ)	大宮区	大門町3-3 大宮小学校内	クラブ室内	○	○	○	
高鼻コミュニティセンター	大宮区	高鼻町2-292-1	正面入口(24時間)	○	○		○
NACK5スタジアム大宮	大宮区	高鼻町4丁目	正面玄関(24時間)	○	○		○
大宮ふれあい福祉センター	大宮区	土手町1丁目2 1 3 番地 1	3階談話コーナー	○	○	○	
大宮ふれあい福祉センター	大宮区	土手町1丁目2 1 3 番地 1	正面入口(24時間)	○	○		○
北大宮駅自転車駐車場	大宮区	土手町3-162-4	事務室	○	○	○	
大宮駅東口錦町自転車駐車場	大宮区	錦町478-6	1 階事務室	○	○	○	
大栄橋錦町自転車駐車場	大宮区	錦町682-1	事務室	○	○	○	
大宮工房館	大宮区	堀の内町1-577-3	正面入口(24時間)	○	○		○
七里コミュニティセンター	見沼区	大谷1210	正面入口(24時間)	○	○		○
思い出の里市営霊園事務所	見沼区	大谷 6 0 0	葬祭棟1階ロビー	○	○	○	
大和田駅南自転車駐車場	見沼区	大和田町1-1387-1	1 階事務室	○	○	○	
大宮体育館	見沼区	大和田町1-305	1階トイレ	○	○	○	
大宮体育館	見沼区	大和田町1-305	2階トイレ	○	○	○	
大宮体育館	見沼区	大和田町1-305	屋外トイレ	○	○		○
片柳コミュニティセンター	見沼区	染谷3-147-1	染谷公園前入口(24時間)	○	○		○
東大宮駅東口自転車駐車場	見沼区	東大宮5-61	地下1 階北事務室	○	○	○	
健康福祉センター東楽園	見沼区	膝子984番地	監視室前	○	○	○	
職員研修センター	見沼区	堀崎町48-1	事務室	○	○	○	
見沼区役所	見沼区	堀崎町12-36	総務課執務室内	○	○		
農業者総合研修施設(春おか広場)	見沼区	宮ヶ谷塔765	芝生広場	○	○		○

施設名等	区	所在地	設置場所	賃貸借内容番号			
				1 AED	2 応急処置セット	3 屋内ボックス	4 屋外ボックス
上峰コミュニティホール	中央区	上峰2-3-5	正面入口(24時間)	○	○		○
北与野駅北口地下駐車場	中央区	上落合2-3-10	地下1階事務室	○	○	○	
西与野コミュニティホール	中央区	桜丘2-6-28	正面入口(24時間)	○	○		○
与野駅西口臨時自転車駐車場	中央区	下落合1055	2階事務室	○	○	○	
産業文化センター	中央区	下落合5-4-3	正面入口(24時間)	○	○		○
中央区役所	中央区	下落合5-6-11	総務課執務室内	○	○		
中央区保健センター（中央区役所別館）	中央区	下落合5-6-11	1階トイレ（守衛室付近）	○	○	○	
けやきひろば自転車駐車場	中央区	新都心10	1階事務室	○	○	○	
南与野第2自転車駐車場	中央区	鈴谷1-513	事務室	○	○	○	
南与野第1自転車駐車場	中央区	鈴谷2-1221	事務室	○	○	○	
保健所	中央区	鈴谷7-5-12	正面玄関(24時間)	○	○		○
八王子スポーツ施設	中央区	八王子4-1-10	サッカー場(屋外)	○	○		○
与野本町第2自転車駐車場	中央区	本町東1-99	事務室	○	○	○	
与野本町第1自転車駐車場	中央区	本町東2-128	事務室	○	○	○	
与野本町コミュニティセンター	中央区	本町東3-5-43	正面入口(24時間)	○	○		○
浦和斎場	桜区	下大久保1523-1	通夜室	○	○	○	
新開自転車保管所	桜区	新開4-2-21	事務室	○	○	○	
桜区役所	桜区	道場4-3-1	総務課執務室内	○	○		
あいぱれっと	浦和区	上木崎4-4-10	正面入口(24時間)	○	○		○
高砂第1自転車駐車場	浦和区	岸町4-213-10	事務室	○	○	○	
北浦和自転車駐車場	浦和区	北浦和5-2-1	事務室	○	○	○	
駒場運動公園	浦和区	駒場2-1-1	補助競技場周辺(仮)	○	○		○
高砂第2自転車駐車場	浦和区	高砂1-189-1	事務室	○	○	○	
浦和区役所	浦和区	常盤6-4-4	総務課執務室内	○	○		
貸出用	浦和区	常盤6-4-4	貸出用	○	○	○	
貸出用	浦和区	常盤6-4-4	貸出用	○	○	○	
浦和ふれあい館	浦和区	常盤9丁目30番22号	正面入口(24時間)	○	○		○
浦和総合運動場	浦和区	元町1-29-10	南側テニスコート	○	○		○
南浦和コミュニティセンター	南区	大谷場2-6-25	正面入口(24時間)	○	○		○
善前第二放課後児童クラブ	南区	太田窪2500-1	クラブ室内	○	○	○	
武蔵浦和駅南自転車駐車場	南区	沼影1-105-1	事務室(1階北)	○	○	○	
別所沼公園	南区	別所4-12-10	北側だれでもトイレ付近	○	○		○
武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場	南区	別所7-1535	地下1階事務室	○	○	○	
サウスピア	南区	別所7-20-1	1階入口(24時間)	○	○		○
南区役所	南区	別所7-20-1	総務課執務室内	○	○		
大崎公園（子供動物園）	緑区	大崎3170-1	子供動物園内	○	○	○	
緑区役所	緑区	中尾975-1	総務課執務室内	○	○		
尾間木放課後児童クラブ（尾間木学童クラブすずらん）	緑区	東浦和8-11-5 尾間木小学校内	クラブ室内	○	○	○	
三浦運動公園（サッカー場）	緑区	三浦6836-1	管理棟	○	○	○	
美園コミュニティセンター	緑区	美園4-19-1	正面入口(24時間)	○	○		○
市民会館いわつき	岩槻区	太田3-1-1	正面入口(24時間)	○	○		○
岩槻城址公園	岩槻区	太田3-4	第3駐車場前多機能トイレ	○	○		○
岩槻城址公園	岩槻区	太田3-4	野球場	○	○	○	
岩槻城址公園	岩槻区	太田3-4	第2駐車場公衆トイレ	○	○		○
岩槻諏訪公園	岩槻区	諏訪4-4	多機能トイレ前(24時間)	○	○		○
川通公園	岩槻区	長宮825-5	球場1塁側トイレ	○	○		○
川通公園	岩槻区	長宮825-5	球場3塁側トイレ	○	○		○
ふれあいプラザいわつき	岩槻区	東岩槻6-6	正面入口(24時間)	○	○		○
コミュニティセンターいわつき	岩槻区	本町1-10-7	正面入口(24時間)	○	○		○
岩槻駅東口コミュニティセンター	岩槻区	本町3-1-1	2階ロビー	○	○	○	

施設名等	区	所在地	設置場所	貸借内容番号			
				1 AED	2 応急処置セット	3 屋内ボックス	4 屋外ボックス
岩槻区役所	岩槻区	本町3-2-5	総務課執務室内	○	○		
岩槻駅東口コミュニティセンター	岩槻区	本町3-1-1	4階トイレ	○	○	○	
岩槻駅東口公共駐車場	岩槻区	本町3-2-5	6 階事務室内	○	○	○	
にぎわい交流館いわつき	岩槻区	本町6-1-2	1 階受付	○	○	○	
新治ファミリーランド	市外	群馬県利根郡みなかみ町相保159-1	管理棟	○	○	○	
新治ファミリーランド	市外	群馬県利根郡みなかみ町相保159-1	水回り棟	○	○		○
新治ファミリーランド	市外	群馬県利根郡みなかみ町相保159-1	オートサイトトイレ棟	○	○		○
ホテル南郷	市外	福島県南会津郡南会津町界454	本館2階エレベーター前	○	○	○	
ホテル南郷	市外	福島県南会津郡南会津町界454	温泉棟トイレ前	○	○	○	
				109	109	59	40